

小牧市市民菜園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 8 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 3 号

小牧市市民菜園管理規則の一部を改正する規則

小牧市市民菜園管理規則（昭和４６年小牧市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第３条中「毎年１０月１日から同月２０日までの間に」を削る。

第４条第１項中「の中から」を「について」に、「定める者を使用者として決定し」を「規定する条件を備えているかを確認し、市民菜園を使用する者（以下「使用者」という。）として認める場合は、」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 使用者の数が使用させるべき区分された数を超えたときは、前条の規定による申請の受付を中止するものとする。

第４条第３項及び第４項を削る。

第６条第１項中「できる期間」の次に「（以下「使用期間」という。）」を加え、「として、補欠使用者から補充された者の使用期間は、前使用者の残りの期間」を削る。

第８条中「使用するものとする」を「市民菜園を使用しなければならない」に改める。

第９条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第３号中「許可を受けた世帯外」を「使用者の属する世帯以外の者」に改め、同条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 許可を受けた区画以外を使用すること。

第１２条第３号を次のように改める。

(3) 使用者が第５条に定める条件を具備していないと認めるとき。

第１３条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（返還）

第１３条 使用者は、使用期間が満了したとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者の負担において市長の定める日までに原状に復し、市へ返還しなければならない。

本則に次の１条を加える。

（雑則）

第１５条 この規則に定めるもののほか、市民菜園の管理に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。